

利水調整規程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第1条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程については、定款第3条に掲げる地区内にある用水受益地について適用するものとする。

(原 則)

第3条 この土地改良区は、気象、水象、かんがいおよび地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作または養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適切に行わなければならない。

第4条 耕作者等は、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

(用排水調整委員会)

第5条 用排水調整委員会（以下「委員会」という。）の処務は、用排水調整委員会処務規程による。

第6条 用排水調整委員会には、配水の単位となる地区（以下「配水ブロック」という。）を設定する。

(配水計画)

第7条 理事会は、この規程に基づき毎年度配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 配水ブロックへの配水方法
- (2) その他必要な事項

(委 任)

第8条 理事会は、前条の配水計画を定めるにあたり、これを委員会に委任するものとする。

2 委員会は、前項の配水計画を直近の理事会に報告しなければならない。

(意見聴取)

第9条 委員会の委員長は、配水計画の作成にあたり、配水ブロック内の代表者である用排水調整委員会処務規程で定める委員（以下「委員会委員」という。）から、配水方法等についての意見を聴取するものとする。

2 委員会委員は、配水ブロック内にある農用地の耕作者等から聴き取り等を行い、その意向を把握するものとする。

(協 議)

第10条 理事長は、配水計画の作成にあたり、あらかじめ吹田土地改良区と協議を行うものとする。

(周 知)

第11条 委員会は、配水計画を定めたときは、速やかに関係組合員に配布し周知するものとする。

(利水調整規程)

(渇水時等の対応)

第12条 渇水時等における通水制限等については、委員会に諮った上で決定し、理事会に報告する。

(問合せ先)

第13条 農業用水の利水の調整に関する問合せ先は、委員会委員とする。

2 委員会委員は、農業用水の利水の調整に関する問合せを受けたときは、委員会に報告するものとする。

附 則

1. この規程は、大阪府の変更定款認可の日より施行する。(令和2年4月14日認可
大阪府指令農整第1021号)